

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年12月8日 21時50分ごろ
発生場所	静岡県沼津市大瀬 ^{おせ} 埼南方沖 大瀬埼灯台から真方位199° 2.4海里付近 (概位 北緯34° 59.5′ 東経138° 46.3′)
事故の概要	砂利運搬船第一あかつきは、北東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第一あかつき、480トン
船舶番号、船舶所有者等	129547、五十川汽船有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷中央部の船底外板に破口を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約1m（ ^{たご} 田子）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、砂利約1,000tを積載し、約11.5ノットの対地速力で自動操舵により北東進中、単独で船橋当直についていた船長が、操舵室にある椅子に腰を掛けて見張りを続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、22時00分ごろ自力で離礁し、船内の点検を行ったが浸水等が認められなかったため、航行を続けた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約4.1mであった。</p> <p>本船は、後日、入渠^{きよ}した際、右舷中央部の船底外板に破口を伴う擦過傷等が発見された。</p> <p>船長は、本事故当時、船橋航海当直警報装置のスイッチを切っていた。</p>
分析	<p>本船は、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、船橋航海当直警報装置のスイッチを入れていなかったこと、及び自動操舵とし、椅子に腰を掛けて見張りを続けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったため、本船が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動操舵で航行中、眠気を感じたら、手動操舵としたり、椅子から立ち上がったり、外気に当たったりするなどして眠気を払拭すること。・ 航行中は、船橋航海当直警報装置のスイッチを切らないこと。
-----------	---